省　令

○総務省令第四十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十二日

総務大臣　山本　早苗

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第四号中⑿を⒀とし、⑺から⑾までを⑻から⑿までとし、⑹の次に次のように加える。

⑺　超高精細度テレビジョン放送

別表第二号第５の注19⑵イ⑷中「32.5941メガボー」を「33.7561メガボー」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省国土交通省令第一号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第十四条第十一項の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十七年四月二十二日

総務大臣　山本　早苗

国土交通大臣　太田　昭宏

空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

空家等対策の推進に関する特別措置法第十四条第十一項の国土交通省令・総務省令で定める方法は、市町村（特別区を含む。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

附　則

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年五月二十六日）から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第二十二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表科学技術・イノベーション担当の項中14を16とし、11から13までを２ずつ繰り下げ、10を11とし、11の次に次のように加える。

12　遺棄化学兵器の廃棄処理事業の実施に関すること。

別表科学技術・イノベーション担当の項８中「第五項」を「第六項」に改め、同項中２から９までを１ずつ繰り下げ、１の次に次のように加える。

２　化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。）（以下「遺棄化学兵器」という。）の問題に関して、閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十七年四月十日から施行する。

告　示

○総務省告示第百七十号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月二十二日

総務大臣　山本　早苗

第１の１⑴アⓗ後段並びにイ⑹D及びⓘ後段を削り、同１⑷中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ　衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送については、当該超高精細度テレビジョン放送（衛星基幹放送試験局を用いて行われる試験放送を除く。）が開始するまでの間に、将来の実用化に資するため、放送衛星業務用の周波数の１を使用する協会及び協会以外の基幹放送事業者による試験放送（衛星基幹放送試験局を用いて行われるものに限る。）を実施できるようにすること。この場合において、当該試験放送については、協会及び協会以外の基幹放送事業者の２者により、１の周波数を分割して、又は当該周波数を一定時間ずつ使用することとし、１日当たりの放送時間は、それぞれ12時間以内（１の周波数を分割せずに使用する場合に限る。１の周波数を分割して使用する場合には、周波数の分割方法に応じてこれに相当する割合となる時間以内）とする。

第３の１⑶オⓑを削る。

第３の２⑶ウの表を次のように改める。

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
テレビジョン放送	全国	43程度～65程度（注）

（注）１の周波数を２分割又は３分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

○総務省告示第百七十一号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の二第１の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十二日

総務大臣　山本　早苗